

(案)

**平成30年度
玄海原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正について**

玄海原子力発電所原子力事業者防災業務計画について、以下のとおり平成30年度の修正を実施します。

1. 「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の一部を改正する規則」施行に伴う記載の修正
当該規則施行（平成30年6月8日）に伴い、EALの表現等、関連する記載の修正を行います。
2. 「原子力災害対策指針」改正に伴う記載の修正
当該指針全部改正（平成30年7月25日・平成30年8月13日原子力規制委員会告示第8号）に伴い、用語の定義の記載の修正を行います。
3. 冷却告示施行に伴う記載の修正
冷却告示施行（平成30年2月15日）に伴い、玄海1号機に係るEALの基準の修正等、関連する記載の修正を行います。
4. 原子力緊急事態支援組織保有資機材の最新化に伴う記載の修正
原子力緊急事態支援組織が保有する資機材について、最新の情報へ見直すよう記載の修正を行います。
5. 当社職位設置等に伴う記載の修正
現在、読替えにて対応させていただいている当社職位設置に伴う記載変更について、修正を行います。
6. その他
上記の他、記載の適正化等を行います。

以 上

1. 「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の一部を改正する規則」
施行に伴う記載の修正

項 目	修 正 内 容
「緊急時活動レベル（EAL）」に関する記載の修正	<ul style="list-style-type: none"> EAL の表現について、「30分以上」を「30分間以上」に、「5分以上」を「5分間以上」に、「溢水」を「溢水^{いづ}」に修正

2. 「原子力災害対策指針」改正に伴う記載の修正

項 目	修 正 内 容
用語の定義の記載の修正	<ul style="list-style-type: none"> 「全面緊急事態」の用語の定義を当該指針の記載内容と整合

3. 冷却告示施行に伴う記載の修正

項 目	修 正 内 容
玄海1号機に係るEALに関する記載の修正	<ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料貯蔵槽に係るEAL（AL31, SE31, GE31）について、「1、2号炉」を「2号炉」に修正 防護措置の準備等に係るEAL（SE55, GE55）について、適用する規則条文を追加

4. 原子力緊急事態支援組織保有資機材の最新化に伴う記載の修正

項 目	修 正 内 容
搬送用車両の記載の修正	<ul style="list-style-type: none"> 「大型トラック」を「1台」から「2台」へ、「中型トラック」を「9台」から「8台」へ修正

5. 当社職位設置等に伴う記載の修正

項 目	修 正 内 容
読替対応分の記載の修正	<ul style="list-style-type: none"> 副原子力防災管理者に、「次長（廃止措置担当）」及び「次長（新検査制度担当）」を追加

以 上